

平成31年度

【 政務活動費実績報告書 I 】

氏名	日付	支出内容・支払内容	番号	費目	費目備考	支出額	控分率	請求額
1 原	H31.4.1(月)	通信費 NTTファイナンス携帯電話・タブレット代 原3月分 21,299	8-4-1	8事務費	通信費	21,299	50%	10,649
2 としま	H31.4.23(火)	事務所費5月分 としま事務所家賃 97,200	8-4-2	8事務費	事務所費	97,200	50%	20,000
3 高柳	H31.4.24(水)	事務所費5月分 高柳事務所家賃 62,000	8-4-3	8事務費	事務所費	62,000	50%	20,000
4 村本	H31.4.24(水)	事務所費5月分 村本事務所家賃 90,000	8-4-4	8事務費	事務所費	90,000	50%	20,000
5	H31.4.24(水)	ベンキョウドー(株) コピー機チャージ料金	8-4-5	8事務費		18,095		18,095
6	H31.4.24(水)	(株)天昇堂インク MCマット・インク	8-4-6	8事務費		51,543		51,543
7	H31.4.2(火)	団ニュース折込 (株)読売PR	6-4-1	6広報広聴費		170,893		170,893
8 村本	H31.4.25(木)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 村本4月分 10,063	8-4-8	8事務費	通信費	10,063	50%	5,031
10 としま	H31.4.25(木)	通信費 KDDI(株)携帯電話代 としま4月分 6,071	8-4-10	8事務費	通信費	6,071	50%	3,035
11	H31.4.26(金)	委託費 井手静代情報処理、政務活動費関係書類作成、調整等	1-4-1	1調査研究費		100,000		100,000
12	H31.4.26(金)	ディノプリント花井区議団ニュースの印刷第499号、振込料	6-4-2	6広報広聴費		284,040		284,040
合 計						911,204		703,286

費目別集計	請求額	備考
1 調査研究費	100,000	
2 研修費	0	
3 会議費	0	
4 資料作成費	0	
5 資料購入費	0	
6 広報広聴費	454,933	
7 要請陳情活動費	0	
8 事務費	148,353	
9 人件費	0	
合計	703,286	

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	4		
領収書番号	1 8-4-1	代表者 確認日	5/17	経理責任 者確認日	5/17
支出日	平成31年4月1日(月)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費 NTTファイナンス				
支出金額	10,649 円		減額前(按分前)金額 21,299 円		
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話・タブレット代 原3月分 21,299				
備考					

the payment cannot be transferred, that case, interest on any unpaid balance...

なお、振替日か

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)  
RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

(2019年 4月11日発行)

お客様電話番号等  
(BILLING NUMBER)  
お客様番号  
(CUSTOMER NUMBER)  
0310-1313-16360

ご請求先氏名  
(CUSTOMER NAME)  
原努様

2019年 3月ご請求分	
2019年 4月 1日振替	
領収金額(AMOUNT RECEIVED)	21,299 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	* * * * *
口座番号 ACCOUNT	* * *

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納  
付につき芝  
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075  
東京都港区港南1-2-70

平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	3
領収書番号	2 8-4-2	代表者確認日	5/17
領収書番号		経理責任者確認日	5/17
支出日	平成31年4月23日(火)		
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費		
支出目的	事務所費5月分		
支出金額	20,000 円	減額前(按分前)金額	97,200 円
支払先	領収書の通り		
支出内容	(品名等を具体的に) としま事務所家賃 97,200		
備考			

領収書

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱日	31-04-23	取扱店番	003	機番	423934	取引番号	
1320000310538*****		口座番号					
万円	五千円	二千円	千円	五百円	百円	五十円	十円
お取引		お取引金額					
お引き出し		¥97,200					
お取引時刻	受付番号	お取引後残高					
15:01*0001		¥7,073					

ご案内  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
東京東信用金庫  
隅田支店  
普通預金  
コウケンギョウ様

依頼人 電話  
トヨタクレジット様

本日振込確約不可

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

領収書

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでご確認ください。

お取扱日	31-04-23	取扱店番	003	機番	423934	取引番号	
1320000310538*****		口座番号					
万円	五千円	二千円	千円	五百円	百円	五十円	十円
お取引		お取引金額					
お引き出し		¥97,200					
お取引時刻	受付番号	お取引後残高					
15:01*0001		¥7,073					

ご案内  
振込手数料 ¥0 利用料 ¥0  
東京東信用金庫  
隅田支店  
普通預金  
コウケンギョウ様

依頼人 電話  
トヨタクレジット様

本日振込確約不可

○裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	5	
領収書番号	3	8-4-3	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日 5/7
支出日	平成31年4月24日(水)				
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費5月分				
支出金額	20,000 円			減額前(按分前)金額 62,000 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 高柳事務所家賃 62,000				
備考					

領収書

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	31-04-24	取扱店番	001	取引番号	511069
口座番号		1320900100099*****			
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円					
お取引	お取引金額				
お引き出し	¥62,000				
お取引時刻	受付番号	お取引後残高			
12:23	0058				

ご案内  
振込手数料 ¥648利用料 ¥0  
ゆうちょ銀行  
〇三八  
普通預金 [REDACTED]  
スガキ [REDACTED]

依頼人 電話 03-3610-6470  
タカチキ ハルピコ 様

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	31-04-24	取扱店番	001	取引番号	511069
口座番号		1320900100099*****			
万円 五千円 二千円 千円 五百円 百円 五十円 十円 五円 一円					
お取引	お取引金額				
お引き出し	¥62,000				
お取引時刻	受付番号	お取引後残高			
12:23	0058				

ご案内  
振込手数料 ¥648利用料 ¥0  
ゆうちょ銀行  
〇三八  
普通預金 [REDACTED]  
スガキ [REDACTED]

依頼人 電話 03-3610-6470  
タカチキ ハルピコ 様

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団	整理番号等	1		
領収書番号	4 8-4-4	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/7
支出日	平成31年4月24日(水)				
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	事務所費5月分				
支出金額	20,000 円			減額前(按分前)金額 90,000 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 村本事務所家賃 90,000				
備考					

領収書

4 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	31-04-24	取扱店番	001	機番	511045	取引番号	
口座番号		1320000110606*****					
お取引	お引き出し						
お取引金額	¥90,000						
お取引時刻	10:19	受付番号	0029				
お取引後残高							

ご案内欄  
振込手数料 ¥648 利用料 ¥0  
中ノ郷信用組合  
本店  
普通預金  
スズキヒロヤ様  
依頼人 電話  
ムラモト ヒロヤ 様

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

4 ひがしんキャッシュサービス

毎度ご利用いただき、ありがとうございます。  
ご利用明細は、下記のとおりでございますのでお確かめください。

お取扱日	31-04-24	取扱店番	001	機番	511045	取引番号	
口座番号		1320000110606*****					
お取引	お引き出し						
お取引金額	¥90,000						
お取引時刻	10:19	受付番号	0029				
お取引後残高							

ご案内欄  
振込手数料 ¥648 利用料 ¥0  
中ノ郷信用組合  
本店  
普通預金  
スズキヒロヤ様  
依頼人 電話  
ムラモト ヒロヤ 様

〇裏面の「ご案内」もあわせてご覧ください。  
東京東信用金庫

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	5	8-4-5	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日 5/7
支出日	平成31年4月24日(水)				
項目 (Oを付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	ベンキョウドー(株)				
支出金額	18,095		円	減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) コピー機チャージ料金				
備考					

5 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	2019--4-24	振込・振替先の口座番号	普通
振込番号	0001-0050	お取引口座番号	198****
振込手数料	****0	お取引金額	*****18,095
お取引内容	電信振込	お取引振込額	*****515,468
前号	1044****0	お取引支店番号	005000-20268587

本所  
預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要ですが、みずほ銀行本所支店 ソウゴウシヨウジヤベンキョウドー(株)様  
ニホンキョウサントウスミダクキダグン様  
03-5608-6326  
発信番号814240050000057

6161 0005874561

5 MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	2019--4-24	振込・振替先の口座番号	普通
振込番号	0001-0050	お取引口座番号	198****
振込手数料	****0	お取引金額	*****18,095
お取引内容	電信振込	お取引振込額	*****515,468
前号	1044****0	お取引支店番号	005000-20268587

本所  
預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要ですが、みずほ銀行本所支店 ソウゴウシヨウジヤベンキョウドー(株)様  
ニホンキョウサントウスミダクキダグン様  
03-5608-6326  
発信番号814240050000057

6161 0005874561

# 請求書

130-0001  
東京都墨田区吾妻橋1-23-20

総合ベンキョウド株式会社

営業本部 〒130-0004 東京都墨田区本所3-1-8  
 Tel 03-3624-9240(内) Fax 03-3624-8709  
 本社 〒130-0011 東京都墨田区石原2-26-6  
 Tel 03-3624-8812 Fax 03-3623-5061  
 荒川支店 〒116-0014 東京都荒川区東日暮里4-27-11  
 プラズマ日暮里2-204号室  
 Tel 03-5811-6855 Fax 03-3624-8709  
 江東支店 〒135-0007 東京都江東区新大橋2-20-7  
 カナンハイム501号  
 Tel 03-6666-9968 Fax 03-6666-9873

墨田区役所内 共産党区議団 様

お客様コード	日付	締日	請求書番号	振込枚数	お支払予定日
990968	平成31/03/31	末	0790	1	

下記の通りご請求申し上げます。

※振込手数料はお客様のご負担でお願い致します。

前回御請求額	前回分御入金額	調整額	繰越額	今回御貢上額	消費税額	今回御請求額
19,828	19,828	0	0	16,755	1,340	18,095

日付	伝票番号	取引区分	商品名	数量	単価	金額
平成31/03/06	42454	振込			(御入金)	19,828
平成31/03/14	112812	掛売上	(000050441 ) 請求枚数 〒/カ 148774-150300	1,526	5.00	7,630
		掛売上	(000050442 ) 請求枚数 〒- 23116-23481	365	25.00	9,125
		掛売上	消費税等 (課税対象額 16,755) 備考 TASKalfa3050ci			1,340

口座名義：総合商社ベンキョウド株式会社  
 振込先：みずほ銀行 本所支店 普通  
 きらぼし銀行 錦糸町支店 普通

三菱UFJ銀行 本所中央支店

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等			
領収書番号	6	8-4-6	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/7
支出日	平成31年4月24日(水)					
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費					
支出目的	㈱天昇堂					
支出金額	51,543 円			減額前(按分前)金額 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) インク MCマット・インク					
備考	振込手数料216円を含む					

**6 MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・預金先の口座番号	普通
2019--4-24	[REDACTED]	
口座番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引振込額	お取引金額
**216****	*****51,327	
お取引内容	お取引振込高	
電信振込	*****533,563	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1043***0	0-005000-20268586	

本所  
預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要  
録が必要です。くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
押上支店  
カ)テンショウトウ様  
ニホンキョウサントウスマタクキタン様  
03-5608-6326  
発信番号814240050000052

6160 0005858548

**6 MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・預金先の口座番号	普通
2019--4-24	[REDACTED]	
口座番号	お取引口座番号	
0001-0050	198****	
振込手数料	お取引振込額	お取引金額
**216****	*****51,327	
お取引内容	お取引振込高	
電信振込	*****533,563	
時刻	利用手数料	お取引店番号
1043***0	0-005000-20268586	

本所  
預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要  
録が必要です。くわしくは窓口へ  
みずほ銀行  
押上支店  
カ)テンショウトウ様  
ニホンキョウサントウスマタクキタン様  
03-5608-6326  
発信番号814240050000052

6160 0005858548



事務用品・久手一ル家具  
OA機・印刷・印章・和洋紙卸

株式会社 天泉堂

東京都墨田区東向島2丁目35番2号  
TEL (3612) 3195 番  
FAX (3616) 5641 番  
外南都 (3872) 7884 番

請 求 書

日本共産党  
恩用立議団 様

21年 4月 9日  
下記の通り御請求申し上げます

メーカー名	品名	数量	単位	小売値	単価	金額
1	MCZ.ト合成紙 ) 20-IN	1	本			132000
3	EPMSP24					
4	普通紙A-IN	1	本			58500
5	EPP9024					
6	610(24x41)x50H					
合 計						190500

No. 277 才 株 5608-6326

日本共産党

墨田区議会議員団 様

請求書 31年4月22日

株式会社 天京  
東京都墨田区東向島2丁目35番2号  
〒135-0044  
TEL (03-67-61-61) 514  
FAX (03-67-61) 514  
外南部 (03-67-21) 5148

4月20日締切 請求明細 2枚

前月請求額	御入金額	本月御買上額	値引額	消費税額	差引御請求額
		47,525		3,802	45,127

御振込みの際は下記口座へお願い致します

(口座名) 株式会社 天昇堂

三菱東京UFJ銀行 向島支店(当) 0464741  
みずほ銀行 押上支店(替) 523581  
東京京信信用金庫 本店(替) 0321504

平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	
領収書番号	7	6-4-1	代表者 確認日	5/7
経理責任 者確認日	5/7			
支出日	平成31年4月2日(火)			
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費			
支出目的	(株)読売PR 折込			
支出金額	170,893 円		減額前(按分前)金額	円
支払先	領収書の通り			
支出内容	(品名等を具体的に) 議員団ニュースNo. 499号折込 (株)読売PR			
備考				

領収書添付

7

No. 221

領収証 日本共産党墨田区議会議員団様

金額

¥170,893

但 ラン折込料

3年4月2日 上記正に領収いたしました

(お振込分)

内 訳

消費税額等(8%) 12,658

株式会社 読売 P R

東京都豊島区目白3丁目1-38

電話 (3565)1112(直通)



〒 130-0001

墨田区吾妻橋1-23-20

墨田区役所16階日本共産党区議団控え室

日本共産党墨田区議会議員団

村本様

927201

139628-

1

〒171-0031

東京都豊島区目白3丁目1番38号

株式会社 読売PR

管理部  
電話 03(3565)1111 (代表)



### 御 請 求 書

毎度お引き立てありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

締切日 19年 4月 7日  
御支払日 19年 4月 3日

前回御請求高	御入金高	繰越高	御請求高内訳	今回御請求高	合計御請求高
			158235		
			消費税 12658	170893	170893



折込日	店名	サイズ	地区	部数	単価	折込広告料	配送実費	合計
4/7	読売新聞	B4	東京都内	16900	3300	55770		55770
4/7	朝日新聞	B4	東京都内	8050	3300	26565		26565
4/7	毎日新聞	B4	東京都内	3450	3300	11385		11385
4/7	産経新聞	B4	東京都内	6600	3300	21780		21780
4/7	東京新聞	B4	東京都内	4500	3300	14850		14850
4/7	日経新聞	B4	東京都内	8450	3300	27885		27885
4月3日 正午迄にお振込下さい。								
備考				頁計	47950	158235		158235
				合計	47950	158235		158235
				消費税				12658
				今回御請求高				170893

取引銀行 口座名 株式会社読売PR (当座預金)

三菱UFJ銀行西池袋支店 [ ] 三井住友銀行目白支店 [ ]  
みずほ銀行高田馬場支店 [ ] りそな銀行目白出張所 [ ]

御請求の内容についてのご照会は、上記経理担当者までお願いいたします。  
なお、コンピュータ処理の関係で請求締切後の御入金については、入金表示がなされない場合がございますのでご了承下さい。



# 開発優先で、くらし・福祉に冷たい区の前算案 自民、公明、新政会(旧民進系)などの賛成で可決

## 墨田区議会第1回定例会(2/4~3/19)終わる

**「給食費助成」条例、「国保料軽減」条例、  
「予算組み替え案」など建設的な提案で  
くらし第一の区政へ全力 日本共産党区議団**

今期最後となる墨田区議会第1回定例会は、2月4日から3月19日までの日程で開かれました。

日本共産党区議団は今議会に、「区立小中学校の給食費全額を区が助成する条例案」、高すぎる国保料を引き下げるため「子どもの均等割額を軽減する条例案」を議員提案するなど、「開発優先から、くらし第一の区政への転換」を求めて積極的な論戦を行いました。

また、区の新年度予算案を審査する予算特別委員会には、高柳東彦、はらつとむ、あさの清美区議の3議員が委員となり、「予算組み替え案」も提出しました。予算案の最終日には、あさの清美区議が「反対」の立場から意見を述べました。

あさの区議は、「予算案には、全区立中学校体育館への空調整備、就学援助の拡充など評価できる施策もあるが、貧困対策や負担軽減策では見るべきものがない。しかも、高すぎる国民健康保険料と後期高齢者医療保険料をさらに値上げし、介護保険料も引き上げようとしている。ここでは区民に寄り添い、暮らしを守るという姿勢が見えない。」

一方で、大学誘致のため、旧中小企業センターの大規模改修に総額で約30億円もつぎ込み、ふるさと納税による収入を、北斎美術館の特定財源であるかのように扱っている」と批判、「わが党は、不要不急の事業を見直し財源を確保して、暮らしを応援し、負担軽減を図る予算組み替え案を提案したが、区民生活優先の区政への転換を強く求めると主張しました。」

さらに、あさの区議は「国保料の値上げ案は撤回せよ。わが党は、18歳未満の児童に係る均等割額を軽減する条例案を提案しているが、このような負担軽減策を実施すべき」と強調。また、「格差と貧困が広がっている中で、米差パランスのとれた給食を、すべての子どもに提供することが大切。子育て支援や少子化対策としても重要」と指摘し、墨田区が学校給食の無償化に踏み出すことを強く求めました。



予算特別委員会で討論を行う、あさの清美区議



予算特別委員会で質問する高柳東彦区議



予算案で「予算組み替え案」を提案する、はらつとむ区議

**日本共産党が提案した2019年度区一般会計予算の組み替え案**

区民の負担軽減を図るもの	776,080千円
○学校給食費無償化に向け、中学3年生の給食費を助成する	54,029千円
○介護保険料(現年度分)を1割引き下げる	461,899千円
○18歳未満の子どもがいる世帯の国民健康保険料均等割額を減額する	37,253千円
○後期高齢者医療保険料の軽減特例の廃止・縮小を助成する	45,500千円
○地域集会所使用料を50%引き下げる	10,237千円
○小規模事業所のゴミ収集手数料、及び粗大ゴミの収集手数料を引き下げる	75,362千円
○低所得世帯の高校生・大学生に給付型奨学金(入学準備金)を支給する	40,800千円
○高齢者等に家賃助成を創設する	51,000千円
暮らしを応援する事業の充実を図るもの	172,708千円
○高齢者、障がい者、ひとり親家庭向けの個室借り上げ住宅を50戸増設する	29,689千円
○通学路に面していない民間ブロック塀等の撤去工事費を助成する	12,100千円
○町会・自治会会館の建設費等補助金を増額するとともに、管理運営費の補助を創設する	62,680千円
○中学生に防災ヘルメットを支給する	18,239千円
○空き店舗対策で、住居と店舗を区分するなどの改修費を助成する	10,000千円
○分譲マンションの耐震改修助成の補助率と限度額を引き上げる	40,000千円
財源は	948,788千円
○大学誘致推進事業をとりやめる	1,025,160千円
同事業への基金の繰入、区債の充当をやめる	△945,000千円
○北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業を中止する	127,042千円
同事業への基金繰入をやめ、都区補助金を減額する	△120,000千円
○ふるさと納税の取入を、北斎基金へ積み立てるのではなく、一般財源として活用する	165,450千円
○国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を引き下げるため、財政調整基金を活用する	392,920千円
○北斎資料取得基金を減額する	70,000千円
○国際ファッションセンターの貸付金残を10年間で返還させる	145,233千円
○その他、不要不急の事業を見直す	87,983千円



本会議で議案に対し意見を述べるとし、あさの清美区議

### 日本共産党が提案した条例案の概要

**国民健康保険条例の一部改正**

- 18歳未満の子どもを有し、低所得者の法定減免を受けていない世帯の均等割額を次のように軽減する。
  - ア 1人目については5割減額
  - イ 2人目以降については9割減額
- 施行期日  
2019年10月1日

**学校給食費助成条例**

1. 助成対象者  
区立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者
2. 助成金の額  
保護者が負担すべき学校給食費の全額
3. 付則  
この条例は、本年4月1日から施行する。ただし、中学3年生から順次実施し、毎年対象学年を拡大していくものとする。

2019年度区予算の主な新規・拡充事業

- ☆全区立中学校体育館への空調設備の整備
- ☆産後ケア(宿泊型およびアウトリーチ型)の実施
- ☆新生児の聴覚検査費用の一部助成
- ☆私立認可保育所4か所の整備
- ☆旧家庭センター跡地への認可保育所、学童クラブ、地域子育て支援拠点の整備
- ☆学童クラブ室の増設
- ☆要支援ショートステイ事業の実施、弁護士を活用など、児童虐待対応の強化
- ☆通学路に面する民間ブロック塀等の撤去工事助成
- ☆錦糸町駅南口の機械式駐輪場の開設(456台)
- ☆両国駅高架下(50台)、東武亀戸駅高架下(50台)の駐輪台数の増加
- ☆日進公園や柳島児童遊園の再整備、樹川東公園や業平公園の遊具設置
- ☆家主成約謝礼金や少額短期保険の加入補助など、すまい安心ネットワーク事業の推進
- ☆がん対策で胃内視鏡検査の導入
- ☆ぶんか高齢者支援総合センターの開設
- ☆介護職員養成研修の実施、介護福祉士等養成講座受講者に対する受講料の助成
- ☆タブレット端末による遠隔手話通訳サービスの実施、コミュニケーション支援ツールの作成等
- ☆在宅人工呼吸器等使用者用の非常用電源の確保
- ☆事業承継支援資金・環境改善資金の融資あっせんなど、商工業融資の拡充
- ☆商店街活性化で個店魅力発信事業など
- ☆総合運動場の開設・管理運営
- ☆受動喫煙対策で、庁舎1階の喫煙室の廃止、屋外喫煙場所の設置
- ☆禁煙治療費の補助
- ☆錦糸中学校、第一寺島小学校のトイレ改修
- ☆教員の働き方改革で出退勤管理システムの導入、部活指導員の試行配置
- ☆就学援助の拡充(入学準備金と修学旅行費の増額、英語検定受験料の補助)



区の前案に対する意見要望をお聞きした区政懇話会(2月18日・すみだ女性センター会議室)

区の前案に対する意見要望をお聞きした区政懇話会(2月18日・すみだ女性センター会議室) 中学校の体育館にエアコン

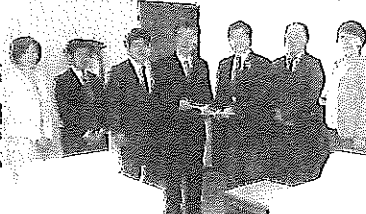
区の前案に対する意見要望をお聞きした区政懇話会(2月18日・すみだ女性センター会議室) 中学校の体育館にエアコン

区の前案に対する意見要望をお聞きした区政懇話会(2月18日・すみだ女性センター会議室) 中学校の体育館にエアコン

区立小・中学校体育館 要性も指摘して、繰り返しを準備する予算が計上された。区は、小学校の体育館も、3年以内の整備したいと説明している。

墨田区の 新年度予算

全区立中学校体育館へのエアコン整備 就学援助(入学準備金)の増額などが実現 日本共産党区議団が繰り返し要求



予算要望書を区長に手渡す日本共産党区議団

自民党議員が関わる事業所の粗大ゴミ回収 トラック4台分も区が不正に回収 「圧力が制度では」区民から怒りの投書

「墨田清掃事務所の不正ゴミ回収について」という投書が高柳東区議の事務所に寄せられました。内容は「区が取り扱わないとされている事業所の粗大ゴミを、清掃事務所が処理していた。区は『下見に行くと家庭ゴミではないと分かったが、電話で受けてしまったが、電話で回収した。たの断れずに回収した。』などと言うが、自民党の議員が関係している事業所なので、便宜を図ったのではないか」というもの。この問題について、高柳区議が「最初から事業所の粗大ゴミだと分かっていたのでないか」と

高い国保料を来年度も値上げ 高すぎる国保料を来年度も値上げ 自民や公明などが条例に賛成

高すぎる国民健康保険料をさらに値上げする条例案が、3月19日の区民福祉委員会で審査されました。日本共産党は、「国保制度には、他の健保と比べて保険料が2倍近く高い。加入者に年金生活者や非正規労働者など高齢者や低所得者が多いという構造的矛盾がある。これを解決するには、国や自治体などの公費負担を増やすしかない。この構造的矛盾を放置したまま、国保料を値上げすることとは絶対認められない。」

高すぎる国民健康保険料をさらに値上げする条例案が、3月19日の区民福祉委員会で審査されました。日本共産党は、「国保制度には、他の健保と比べて保険料が2倍近く高い。加入者に年金生活者や非正規労働者など高齢者や低所得者が多いという構造的矛盾がある。これを解決するには、国や自治体などの公費負担を増やすしかない。この構造的矛盾を放置したまま、国保料を値上げすることとは絶対認められない。」

墨田区議会第1回定例会の主な議案と各政党の態度

	共産	自民	公明	新政	結果
平成31年度一般会計予算	×	○	○	○	可決
国民健康保険料の値上げ条例	×	○	○	○	可決
学校給食費の助成条例(日本共産党が提案)	○	×	×	×	否決
使用済み紙おむつの保育園での処理を求める陳情	○	×	×	×	不採択
消費税10%増税の中止を求める陳情	○	×	×	×	不採択

※「新政」は「すみだ新政会」で立憲民主と無所属の会派。



平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	1	
領収書番号	8	8-4-8	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成31年4月25日(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費 KDDI(株)				
支出金額	5,031 円			減額前(按分前)金額 10,063 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話代 村本4月分 10,063				
備考					

領収書添付

130-0005  
東京都 墨田区

村本 裕哉 様

お知らせ INFORMATION

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について  
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを  
休止する時間帯がございます。詳細ホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の領収証の『WEBでe請求書』掲載について  
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日引き落とし  
分の領収証は5月中旬以降に反映となります。ご了承ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	10,063円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	0537096957

au 電話料金 (内訳)	9,763円
au 機器代金	300円
※うち消費税等 (課税対象額は8,940円でした。)	715円

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お客さまセンター	受付時間 9:00~20:00 (年中無休)
◆au携帯電話から 局番なし 157 (無料)	◆一般電話から 0077-7-111 (無料)

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 4月ご請求分

村本 裕哉 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 4月25日ご指定の口座から  
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	0537096957
領収金額 AMOUNT RECEIVED	10,063円
うち消費税等 TAX	715円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****



平成30年度 政務活動費実績報告書 II

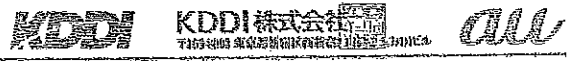
領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等	3	
領収書番号	10	8-4-10	代表者 確認日	5/17	経理責任 者確認日
支出日	平成31年4月25日(木)				
項目 (○を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 ⑧ 事務費 9 人件費				
支出目的	通信費 KDDI(株)				
支出金額	3,035 円			減額前(按分前)金額 6,071 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 携帯電話代 としま4月分 6,071 (電話料金のみ金額)				
備考					

領収書添付

10

口座振替のご案内 INVOICE FOR SERVICES



発行年月日 DATE OF ISSUE 2019年 4月 3日

131-0031  
東京都 墨田区 墨田 [REDACTED]

戸嶋 剛 様

お知らせ INFORMATION

- au取扱店・My au・お客さまセンターの一部業務休止について  
システムメンテナンスに伴い5月20日・21日に一部業務とサービスを  
休止する時間帯がございます。詳細はホームページをご確認ください。
- 4月ご請求分の領収証の『WEBd/e請求書』掲載について  
ゴールデンウィーク期間中の金融機関休業に伴い、4月25日引き落とし  
分の領収証は5月中旬以降に反映となります。ご了承ください。

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
ご利用料金は、ご指定の口座から振替させていただきますので、下記口座振替日前日（金融機関営業日）までに口座にご用意願います。

ご請求年月 MONTH OF ISSUE	2019年 4月
ご利用年月 BILLING PERIOD	2019年 3月
口座振替日 DATE FOR TRANSFER	2019年 4月25日
口座振替額 TOTAL AMOUNT DUE	7,078円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****
ご請求コード CUSTOMER CODE	8034147060

au 電話料金 (内訳) [REDACTED]	6,071円 6,071円
auかんたん決済利用料	1,007円
※うち消費税等 (課税対象額は5,622円でした。)	449円

お支払期日を過ぎますと約款に定めた延滞利息をいただく場合がございます。

お客さまセンター	受付時間 9:00~20:00 (年中無休)
◆au携帯電話から 局番なし 157 (無料)	◆一般電話から 0077-7-111 (無料)

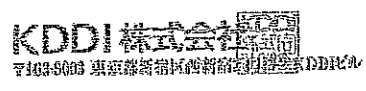
料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2019年 4月ご請求分 (3月利用分)

戸嶋 剛 様

KDDIをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
右記KDDI料金を 4月25日ご指定の口座から  
振替させていただきました。

ご請求コード CUSTOMER CODE	8034147060
領収金額 AMOUNT RECEIVED	7,078円
うち消費税等 TAX	449円
金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION	*****
支店名 BRANCH	*****
口座番号 ACCOUNT NUMBER	*****



平成30年度 政務活動費実績報告書 II

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等		
領収書番号	11	1-4-1	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日
支出日	平成31年4月26日(金)				
項目 (Oを付ける)	① 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 6 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費				
支出目的	委託費 井手静代				
支出金額	100,000 円			減額前(按分前)金額 円	
支払先	領収書の通り				
支出内容	(品名等を具体的に) 情報処理、政務活動費関係書類作成・調整等				
備考					

領収書添付

領 収 証

No. 82

2019年4月26日

日本共産党墨田区議会議員団様

★100,000,-

但 委託費

上記正に領収いたしました

墨田区環通1-18-1-410

井手 静代

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-78

平成30年度 政務活動費実績報告書Ⅱ

領収書貼付用

会派名	日本共産党墨田区議会議員団		整理番号等			
領収書番号	12	6-4-2	代表者 確認日	5/7	経理責任 者確認日	5/7
支出日	平成31年4月26日(金)					
項目 (〇を付ける)	1 調査研究費 2 研修費 3 会議費 4 資料作成費 5 資料購入費 ⑥ 広報広聴費 7 要請・陳情活動費 8 事務費 9 人件費					
支出目的	ディノプリント花井					
支出金額	284,040 円			減額前(按分前)金額 円		
支払先	領収書の通り					
支出内容	(品名等を具体的に) 区議団ニュースの印刷第499号、振込料					
備考						

12

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日 2019-4-26 振込・債権先の口座番号 普通

店番号 0001-0050 お取引口座番号 198\*\*\*\*

振込手数料	お取引振込額	お取引金額
**432****	**283,608	**283,608

お取引内容 電信振込 \*\*\*\*\*72,267

時刻 1412 利用手数料 0-005000-1028117

本所

預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要ですが、くわしくは窓口へ

三菱UFJ銀行  
葛飾支店  
ディノプリント ハナイ マサノブ 様  
ニホンキョウサントウスミタ クキダ 様

03-5608-6326  
発信番号 814260050000001

7355 0021518431

12

**MIZUHO** みずほATMコーナー | ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。  
内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。

みずほ銀行

お取引日 2019-4-26 振込・債権先の口座番号 普通

店番号 0001-0050 お取引口座番号 198\*\*\*\*

振込手数料	お取引振込額	お取引金額
**432****	**283,608	**283,608

お取引内容 電信振込 \*\*\*\*\*72,267

時刻 1412 利用手数料 0-005000-1028117

本所

預金保険法の定めで、生年月日の登録が必要ですが、くわしくは窓口へ

三菱UFJ銀行  
葛飾支店  
ディノプリント ハナイ マサノブ 様  
ニホンキョウサントウスミタ クキダ 様

03-5608-6326  
発信番号 814260050000001

7355 0021518431

12

請求書 ( ) 月限)

2019年 4月 25日

ディノプリント花井

日本共産党墨田区議会議員団様

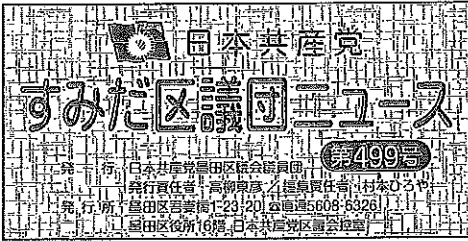
〒124-0013 東京都葛飾区東立石1丁目17番11号  
TEL 03 (3693) 2 4 8 0  
FAX 03 (3693) 2 5 0 9

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 ￥ 283,608-

摘 要	金 額	備 考
前 月 請 求 残 高		
別紙請求書 (税抜・税込) / 枚	283608	
消 費 税 額 等 (税率 8%)	(21008)	
当 月 請 求 額	283608	

取引銀行 三菱UFJ銀行 葛飾支店 普通



# 開発優先で、くらし・福祉に冷たい区の予算案 自民、公明、新政会(旧民進系)などの賛成で可決

## 墨田区議会第1回定例会(2/4~3/19)終わる

「給食費助成」条例、「国保料軽減」条例、「予算組み替え案」など建設的な提案で  
くらし第一の区政へ全力！日本共産党区議団



あさの区議は、「予算案には、全区区立中学校体育館への空調整備、就学援助の拡充など評価できる施策もあるが、貧困対策や負担軽減策では見るべきものがない。しかも、高すぎる国民健康保険料と後期高齢者医療保険料をさらに値上げし、介護保険料も引き上げようとしている。ここでは区民に寄り添い、暮らしを守るという姿勢が見えない。」

一方で、大学誘致のため旧中小企業センターの大規模改修に総額約30億円もつき込み、ふるさと納税による収入を、北斎美術館の特定財源であるかのように扱っている」と批判、「わが党は、不要不急の事業を見直し財源を確保して、暮らしを応援し、負担軽減を図る予算組み替え案を提案したが、区民生活優先の区政への転換を強く求める」と主張しました。

今期最後となる墨田区議会第1回定例会は、2月4日から3月19日までの日程で開かれました。日本共産党区議団は今議会に、「区立小中学校の給食費全額を区が助成する条例案」、「高すぎる国保料を引き下げるため「子ども均等割額を軽減する条例案」を議員提案するなど、「開発優先から、くらし第一の区政への転換」を求めて積極的な論戦を行いました。また、区の新年度予算案を審査する予算特別委員会には、高柳東彦、はらつとむ、あさの清美区議の3議員が委員となり、「予算組み替え案」も提出しました。予算案の最終日には、あさの清美区議が「反対」の立場から意見を述べました。

さらに、あさの区議は「国保料の値上げ案は撤回せよ。わが党は、18歳未満の児童に係る均等割額を軽減する条例案を提案しているが、このような負担軽減策を実施すべき」と強調。また、「格差と貧困が広がっていることで、養育費、ランスのとれた給食を、すべての子どもに提供することが大切。子育て支援や少子化対策としても重要」と指摘し、墨田区が学校給

### 日本共産党が提案した2019年度区一般会計予算の組み替え案

● 区民の負担軽減を図るもの	778,080千円
○ 学校給食費無償化に向け、中学3年生の給食費を助成する	54,029千円
○ 介護保険料(現年度分)を1割引き下げる	461,899千円
○ 18歳未満の子どもがいる世帯の国民健康保険料均等割額を減額する	37,253千円
○ 後期高齢者医療保険料の軽減特例の廃止・縮小分を助成する	45,500千円
○ 地域集会所使用料を50%引き下げる	10,237千円
○ 小規模事業所のゴミ収集手数料、及び粗大ゴミの収集手数料を引き下げる	75,362千円
○ 低所得世帯の高校生・大学生に給付型奨学金(入学準備金)を支給する	40,800千円
○ 高齢者等に家賃助成を創設する	51,000千円
● 暮らしを応援する事業の充実を図るもの	172,708千円
○ 高齢者、障がい者、ひとり親家庭向けの個室借り上げ住宅を50戸増設する	29,689千円
○ 通学路に面していない民間ブロック塀等の撤去工事費を助成する	12,100千円
○ 町会・自治会会館の建設費等補助金を増額するとともに、管理運営費の補助を創設する	62,680千円
○ 中学生に防災ヘルメットを支給する	18,239千円
○ 空き店舗対策で、住居と店舗を区分するなどの改修費を助成する	10,000千円
○ 分譲マンションの耐震改修助成の補助率と限度額を引き上げる	40,000千円
● 財源は	948,788千円
○ 大学誘致推進事業をとりやめる	1,025,160千円
同事業への基金の繰入、区債の充当をやめる	△945,000千円
○ 北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業を中止する	127,042千円
同事業への基金繰入をやめ、都区補助金を減額する	△120,000千円
○ ふるさと納税の収入を、北斎基金へ積み立てるのではなく、一般財源として活用する	165,450千円
○ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料を引き下げるため、財政調整基金を活用する	392,920千円
○ 北斎資料取得基金を減額する	70,000千円
○ 国際ファッションセンターの貸付金残を10年間で返還させる	145,233千円
○ その他、不要不急の事業を見直す	87,983千円



### 日本共産党が提案した条例案の概要

● 国民健康保険条例の一部改正

- 18歳未満の子どもを有し、低所得者の法定減免を受けていない世帯の均等割額を次のように軽減する。
  - ア 1人目については5割減額
  - イ 2人目以降については9割減額
- 施行期日  
2019年10月1日

● 学校給食費助成条例

1. 助成対象者  
区立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者
2. 助成金の額  
保護者が負担すべき学校給食費の全額
3. 付則  
この条例は、本年4月1日から施行する。ただし、中学3年生から順次実施し、毎年対象学年を拡大していくものとする。

本会議で議案に対し意見を述べるとし、墨田区議



本会議で条例案の提案説明を行う村本ひとむね区議

2019年度区予算の主な新規・拡充事業

- ☆全区立中学校体育館への空調設備の整備
- ☆産後ケア(宿泊型およびアウトリーチ型)の実施
- ☆新生児の聴覚検査費用の一部助成
- ☆私立認可保育所4か所の整備
- ☆旧家庭センター跡地への認可保育所、学童クラブ、地域子育て支援拠点の整備
- ☆学童クラブ室の増設
- ☆要支援ショートステイ事業の実施、弁護士を活用など、児童虐待対応の強化
- ☆通学路に面する民間ブロック塀等の撤去工事助成
- ☆錦糸町駅南口の機械式駐輪場の開設(456台)
- ☆両国駅高架下(50台)、東武亀戸駅高架下(50台)の駐輪台数の増加
- ☆日進公園や柳島児童遊園の再整備、横川東公園や業平公園の遊具設置
- ☆家主成約謝礼金や少額短期保険の加入補助など、すまい安心ネットワーク事業の推進
- ☆がん対策で胃内視鏡検査の導入
- ☆ぶんか高齢者支援総合センターの開設
- ☆介護職員養成研修の実施、介護福祉士等養成講座受講者に対する受講料の助成
- ☆タブレット端末による遠隔手話通訳サービスの実施、コミュニケーション支援ツールの作成等
- ☆在宅人工呼吸器等使用用者の非常用電源の確保
- ☆事業承継支援資金・環境改善資金の融資あっせんなど、商業融資の拡充
- ☆商店街活性化で個性魅力発信事業など
- ☆総合運動場の開設・管理運営
- ☆受動喫煙対策で、庁舎1階の喫煙室の廃止、屋外喫煙場所の設置
- ☆禁煙治療員の補助
- ☆錦糸中学校、第一寺島小学校のトイレ改修
- ☆教員の働き方改革で出退勤管理システムの導入、部活指導員の試行配置
- ☆就学援助の拡充(入学準備金と修学旅行費の増額、英語検定受験料の補助)



区予算案に対する意見要望をお聞きした区政懇話会(2月18日・すみだ女性センター会議室)

区立小・中学校体育館 要件も指摘して、繰り返しの猛暑について、日本共産党区議団は現場調査を行い、避難所対策としての重

区予算案に対する意見要望をお聞きした区政懇話会(2月18日・すみだ女性センター会議室)

区立小・中学校体育館 要件も指摘して、繰り返しの猛暑について、日本共産党区議団は現場調査を行い、避難所対策としての重



予算要望書を区長に手渡す日本共産党区議団

**墨田区の  
新年度予算**

**全区立中学校体育館へのエアコン整備  
就学援助(入学準備金)の増額などが実現**

**日本共産党区議団が繰り返し要求**

区立小・中学校体育館 要件も指摘して、繰り返しの猛暑について、日本共産党区議団は現場調査を行い、避難所対策としての重

区立小・中学校体育館 要件も指摘して、繰り返しの猛暑について、日本共産党区議団は現場調査を行い、避難所対策としての重

高すぎる国民健康保険料をさらに値上げする条例案が、3月18日の区民福祉委員会で審査されました。

日本共産党は、「国保制度には、他の健保と比べて保険料が著しく高い、加入者(年金生活者や非正規労働者など)高齢者や低所得者が多いという構造的矛盾がある。これを解決するには、国や自治体などの公費負担を増やすしかない。この構造的矛盾を放置したまま、国保料を値上げすることとは絶対認められない。」

**「高すぎて払いきれない」  
高い国保料を来年度も値上げ  
自民や公明などが条例に賛成**

しかも、区長会で確認された保険料は、均等割額を引き上げ、多子世帯や低所得者の負担をさらに重くしている」と厳しく批判しました。

ところが、自民や公明など賛成して、国保料の値上げ条例は可決されてしまいました。

これにより、基礎分と後期高齢者支援金分を1人あたり年々1,086円、介護納付分(40歳以上)で1人あたり年々665円の値上げとなります。

**自民党議員が関わる事業所の粗大ゴミ  
トラック4台分も区が不正に回収**

**「圧力が付度では」区民から怒りの投書**

「墨田清掃事務所の不正ゴミ回収について」という投書が高柳東彦区議の事務所へ寄せられました。内容は「区が取り扱わないとされている事業所の粗大ゴミを、清掃事務所が処理していた。区は『下見に行っても、電話で受けてしまったので断れずに回収した』などと言っているが、自民党議員が関係している事業所なので、便宜を図ったのではないかと」というもの。

この問題について、高柳区議が「最初から事業所の粗大ゴミだと分かっていたのではないかと」と疑問を投げかけた。高柳区議は、「本来は下見をして申し込めばいいのに、その前に電話で申し込めばいいのに」と指摘した。現場で断れずやむを得ず回収したというが、不自然だ。圧力が付度があった。

高柳区議は、「本来は下見をして申し込めばいいのに、その前に電話で申し込めばいいのに」と指摘した。現場で断れずやむを得ず回収したというが、不自然だ。圧力が付度があった。

高柳区議は、「本来は下見をして申し込めばいいのに、その前に電話で申し込めばいいのに」と指摘した。現場で断れずやむを得ず回収したというが、不自然だ。圧力が付度があった。

墨田区議会第1回定例会の主な議案と各政党の態度

	共産	自民	公明	新政	結果
平成31年度一般会計予算	×	○	○	○	可決
国民健康保険料の値上げ条例	×	○	○	○	可決
学校給食費の助成条例(日本共産党が提案)	○	×	×	×	否決
使用済み紙おむつの保育園での処理を求める陳情	○	×	×	×	不採択
消費税10%増税の中止を求める陳情	○	×	×	×	不採択

※「新政」は「すみだ新政法」で立憲民主と無所属の会派。



領収書番号と電話番号

	領収書番号	電話番号	FAX番号	携帯電話番号
高柳 東彦	5	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
原 努	4	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
としま 剛	3			[REDACTED]
浅野 清美	2			[REDACTED]
				[REDACTED]
村本 裕哉	1			[REDACTED]



## 委 託 契 約 書

受 託 者	ふりがな 氏 名	い で し げ よ 井 手 静 代
	住 所	墨田区堤通 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>  〒 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>
下記の委託条件で契約します。		
期 間	平成 31 年 4 月 1 日から 平成 31 年 4 月 30 日まで	
就業場所	区議団控室、必要に応じ自宅持ち帰りも可とする。	
仕事内容	事務経費の収支データ入力、領収書整理、実績報告書作成 5万 懇談会・区政報告会等の資料・看板・ポスターなど作成、印刷 3万 団ニュース折り畳み・封入、団ニュース・購読紙・書籍整理 1万 政策調査・データ化、文書入力・出力 1万	
委託金額	10万円	
その他		

契約日 平成31年 4 月 1 日

委託者 日本共産党墨田区議会議員団



受託者 井 手 静 代



## 事務所用建物賃貸借契約書

鈴木進（以下「甲」という）と高柳東彦（以下「乙」という）は、2015年6月8日付「高柳東彦事務所の工事費負担や家賃等に関する覚書」に基づき、事務所用建物賃貸借契約を、次のとおり締結した。

1. 甲はその所有する下記の建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。
  - (1) 所在地等 東京都墨田区京島1-6-6-103 アトラスタワー曳舟
  - (2) 構造・床面積 鉄筋コンクリート造 33.10平方メートル
2. 賃貸借の期間は、2016年1月1日から2018年12月31日までの3年間とする。ただし、甲乙に特別な事情が生じない限り、2026年3月31日までは、事務所として賃貸借し、その後も更新できるものとする。
3. 乙は、本件建物を、日本共産党議員や後援会の事務所として使用するものとし、善良な管理者として、建物の適切な管理・運営を行う。
4. 賃料は、1か月金62,000円とし、乙は、毎月末日までにその翌月分を甲の指定する口座に振り込むものとする。ただし、経済事情の変動、管理費等や公租公課の増額などで不相当となったときは、甲乙協議の上、賃料を増減することができる。
5. 甲は、建物に関する管理費および修繕積立金、公租公課を負担し、乙は、電気や水道等の使用料、修繕費等を負担するものとする。
6. 乙は次の場合には、事前に甲の承諾を受けなければならない。
  - (1) 建物の模様替え、または造作など、大幅な工作をするとき。
  - (2) 賃借権の譲渡若しくは転貸、またはこれらに準ずる行為をするとき。
  - (3) 使用目的を変更するとき。
7. 乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する備品等を自己の費用で収去し、甲に明け渡すものとする。
8. 甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約に定めない事項が生じたとき、又は本契約の見直しが必要になった時には、誠意をもって甲乙間で協議し解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

2015年12月6日

甲 埼玉県比企郡小川町奈良梨

鈴木進

乙 東京都墨田区京島2-9-1-1102

高柳東彦

不動産貸借契約書

村本裕哉殿

## 事業用建物賃貸借契約書

貸主 鈴木 久 (以下「甲」という) 及び借主 村本裕哉 (以下「乙」という) と連帯保証人 村本修治 (以下「丙」という) とは、事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて以下の条件で本契約を締結した。

### (1) 賃貸借の目的物の表示等

名 称	鈴木宅 1階		
所 在 地	住居表示	東京都墨田区	家屋 番号
	登記簿	東京都墨田区	
種 類	事務所		
構 造	鉄骨造陸屋3階建		
面 積	専有面積 28.01㎡ (8.47坪)		
その他			
物件の 所有者	住 所	東京都墨田区	
	氏 名	鈴木 久	

### (2) 賃貸借条件

使用目的	事務所		
賃 料	月 額	¥90,000円	敷 金
	消費税	円	
管 理 費 共 益 費	月 額	円	礼 金
	消費税	円	
更 新 料	新賃料の1ヶ月分円		保証金
	消費税	円	
更新事務 手 数 料	新賃料の25%円		保証金
	消費税	別途円	
火 災 等 保 險	借主様負担円		の償却
契 約 期 間	平成30年6月16日から平成33年6月15日までの3ヶ年間		
借 主 の 解 約 権	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって発生する。		
賃料・管 理費・共 益費・付 属施設料 の支払い 方法並び に支払い 期限	持参払	持参先	住所 氏名
	振込先	中ノ郷信用組合 / 本店 普通口座 / 口座番号: 口座名義 / 鈴木久 (すずきひさし)	
			振込金合計 (振込料は乙の負担) ¥90,000円
	翌月分を毎月末日まで前払い (翌月分前払い) 但し、振り込みの場合は1日までに入金を確認できるものとする。		

### (3) その他




付 属 施 設 貸 与 鍵	入 口	No.V3653 (2個)	郵便受け	右●回●
	シャッター	No.793 (2個)		左●回●
	鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成27年6月13日			





(特約条項)

1. 解約退去時に於いて、室内の破損汚損した部分及び掃除内容に依っては、修繕費等を預入れしている敷金より、借主は貸主に支払う事を合意しました。
2. 本物件を、選挙時に選挙事務所として使用する事は出来ません。

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

平成30年5月23日

貸主(甲)	住所 氏名 電話	東京都墨田区 鈴木 久 [Redacted]	
借主(乙)	住所 氏名 電話	墨田区 村本 裕哉 [Redacted]	
連帯保証人(丙)	住所 氏名 電話	大阪府 [Redacted] (別紙、連帯保証人承諾書添付) [Redacted]	

媒介業者	免許番号 所在地 商号 代表者 電話	東京都知事(7)第57748号 東京都墨田区東駒形4丁目2番4号 有限会社 第一京葉不動産 原間井祐司 03-3626-3852	
宅地建物取引士	登録番号 氏名	東京都知事 第128378号 原間井祐司	
媒介業者	免許番号 事務所 商号 代表者 電話		
宅地建物取引士	登録番号 氏名		

## 事業用建物賃貸借契約約款

### (賃貸借の目的物)

第1条 賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）は事業用建物賃貸借契約書（以下「本契約」という。）の（1）に記載するとおりとする。

### (契約期間および更新料)

第2条 1. 契約期間は、本契約の（2）に記載するとおりとする。

2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。この場合、乙は、甲に対し、本契約の（2）に記載する更新料を支払わなければならない。

### (使用目的)

第3条 乙は、本契約の（2）に記載する目的として本物件を使用しなければならない。

### (賃料)

第4条 1. 乙は、本契約の（2）の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2. 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月分の日数を日割計算をした額とする。

3. 乙は、本契約の（2）の記載に基づき解約の申入れをした場合でも、解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。

4. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一. 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合。
- 二. 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合。
- 三. 近隣同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

### (管理・共益費等)

第5条 1. 乙は、本契約の（2）に記載する管理・共益費及び付属施設料並びに看板使用料等雑費（以下「管理・共益費等」という。）を甲に支払い、固定資産税、地代及び修繕積立金は甲の負担とする。

2. 前項の管理・共益費等は、本契約の（2）の記載に従い、支払わなければならない。

3. 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費等は、その月分の日数を日割計算をした額とする。但し、この場合も前条第3項を準用する。

4. 甲及び乙は、管理・共益費等が前条第4項に準じる事由により不相当となったときは、協議の上、管理・共益費等を改定することができる。

5. 電気・ガス・水道及び電話その他の専用設備にかかる使用料金は、乙の負担とする。但し、個別のメーターを設置しない場合には、甲の請求に基づき支払うものとする。

6. 衛生・防火・防犯その他世帯主として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7. トイレ・浴室・台所・上下水道・エアコン等の故障について乙の使用 방법에原因が存するときは、乙の費用負担とする。

8. 乙は本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

### (消費税)

第6条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等、礼金、更新料等について消費税を支払わなければならない。尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理費、共益費、礼金、更新料等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことを、あらかじめ承認する。

### (敷金・保証金)

第7条 1. 乙は、本契約から生じる債務の担保として、本契約の（2）に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息をつけない。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理・共益費等その他の債務と相殺をすることができない。

3. 乙は敷金・保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

4. 賃料が増額されたときは、敷金・保証金もそれに応じ増額され、乙は直ちにその増額分を甲に預け入れなければならない。

5. 保証金の償却方法並びに償却率については、本契約の（2）に記載のとおりとする。保証金が償却された場合には、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。

6. 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金・保証金から差し引くことができる。この場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

7. 敷金・保証金残金の返還の期日は、明渡しと債務履行後より1ヶ月以内とする。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第8条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

1. 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
2. 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(事業を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
3. 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
4. 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - 一. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - 二. 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(礼金)

第9条 乙は、本契約締結と同時に、本契約の(2)に記載する礼金を甲に支払うものとする。但し、乙は、本契約締結後は、甲に対し、本契約の(2)に記載する礼金の返還を求めることはできない。

(禁止又は制限される行為)

- 第10条 1. 乙は本契約の(2)に記載の使用目的を変更してはならない。
2. 乙は、甲の承諾なく、本物件の全部又は一部につき、賃貸権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示してはならない。  
乙は、甲の承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。  
代表者等役員の変更、株式譲渡等による経営主体の実質的変更は賃借権の譲渡とみなす。  
乙は、甲の承諾なく同居人の数を増員し、あるいは、同居人を変更してはならない。
  3. 乙は、甲の承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は、本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
  4. 乙は、甲の承諾なく鍵(シリンダー錠を含む)の追加設置・交換・複製をしてはならない。
  5. 乙は、本物件において次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。但し、二・五・六・七・八については、甲の承諾がある場合にはこの限りではない。
    - 一. 鉄砲、刀剣類又は爆発性発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
    - 二. 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備えつけること
    - 三. 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
    - 四. 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
    - 五. 犬、猫、猛獣、爬虫類等明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること
    - 六. 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
    - 七. 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を提示すること
    - 八. 立入禁止区域内に立ち入ること

(借主の管理義務)

- 第11条 1. 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
2. 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  3. 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
  4. 本契約締結と同時に甲は、乙宛入室に必要な鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明渡しの際、貸与を受けた鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を甲に返却しなければならない。

(通知義務)

- 第12条 1. 乙の住所・名称・氏名等に変更がある場合は、直ちに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
2. 乙の代表者(支店長、その他名称の如何にかかわらず法律上又は事実上、本物件を使用し、若しくは支配する責任者を含む)に変更がある場合には、直ちに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
  3. 乙の連帯保証人に住所・名称・氏名・電話番号等に変更がある場合は、直ちに甲又は甲の指定する者に通知し承諾を得なければならない。
  4. 乙が、本物件に電話を設置する場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
  5. 乙は、本物件を10日以上営業並びに操業を停止する場合は、期間・緊急連絡先等を事前に甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
  6. 乙は、防火責任者を指定するものとし、防火責任者の指定及び変更をしたときは、直ちに甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。

7. 本物件が自然力その他の原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。
8. 乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲又は甲の指定する者にその宛名と電話番号を通知しなければならない。
9. 乙が法人の場合において、乙の名称・所在地・役員等登記簿内記載事項に変更があった場合には、直ちに登記簿謄本をそえて甲又は甲の指定する者に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

- 第13条 1. 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合あるいは、その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙に通知しなければならない。
2. 甲又は甲の指定する者は、本物件の保守管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知したうえで本物件に立ち入り点検し、適宜な措置を講ずることができる。

(修繕費の負担部分)

- 第14条 1. 甲は、建物の躯体及び付属設備の維持保全に必要な義務を負う。
2. 本物件内の壁、天井、床などに関する修繕（塗装を含む）及び付属物件の修繕についての費用は原則として乙の負担とする。
  3. 第1項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  4. 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(内装造作諸設備工事)

- 第15条 1. 本契約締結後乙において本物件内に機械設備等の設置、あるいは本物件内の内装造作又は、付属物件の新設・撤去等の現状を変更する場合並びに看板等を設置し、その他の掲示をなす場合はあらかじめ乙は計画書面等を甲に提出し甲の承諾を得なければならない。この工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他の費用の償還を甲に請求しない。
2. 乙が甲の承認を得て施した造作・模様替え、看板、機械設備等は本契約終了の場合においては、買取請求権を放棄し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。
  3. 乙が甲の承諾得ずして、1項の改造等の行為をなした場合はこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、直ちに原状回復の義務を負担するものとする。

(契約の解除・消滅)

- 第16条 1. 乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、相当期間を定めて催告の上本契約を解除することができる。
- 一. 本契約の(2)に定める賃料、管理・共益費等を1ヶ月分以上支払わない場合
  - 二. 乙が本契約書の各条項に違反した場合
  - 三. 入居申込書の内容について虚偽の事実が認められた場合
2. 乙において本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
    - 一. 乙又はその使用人及び関係者の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すと認められる場合
    - 二. 乙又はその使用人及び関係者に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があった場合
    - 三. 乙又はその使用人及び関係者が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明した場合
    - 四. 乙又はその使用人及び関係者が、暴力団若しくは極左・極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復、継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
    - 五. 乙又はその使用人及び関係者が、本物件を暴力団若しくは極左・極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容した場合
    - 六. 乙が銀行取引停止処分を受け、又は破産、和議等の申立を受けた場合、あるいは著しい信用不安を生じた場合
  3. 天災、地変、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

(解約)

- 第17条 1. 甲乙双方の都合により本契約を解約するときは、甲に於いては6ヶ月前、乙に於いては本契約の(2)のとおり互いに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
2. 前項の規定にもかかわらず、乙は、本契約の(2)に掲げる解約の申入れの日から解約の効力の発生する



日までの賃料及び管理・共益費等の相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

- 第18条 1. 乙は、本契約が終了する日までに本物件を賃貸借契約成立時の原状に回復し甲に明渡さなければならない。又第14条の規定による場合でも原状回復の上、本物件を明渡さなければならない。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は、乙の費用負担のもとに、原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を乙に明示するものとする。
2. 乙は、乙又はその使用人、関係者の故意又は過失の行為により、本物件又は、本物件の属する建物及び付属設備に破損、汚損、故障その他の損害を生じさせたときは、甲の承諾のもとに、乙の費用負担で、本物件又は本物件の属する建物を原状回復しなければならない。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は、乙の費用負担のもとに、原状回復することができる。
  3. 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日をその1ヶ月前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡し場合を除く。
  4. 甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
  5. 明渡しについては、乙は、必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませた上で鍵を返却すること。乙の都合で遵守できない場合は、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理等を行うことができる。

(立入り)

- 第19条 1. 甲又は甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、適宜な措置を講ずることができる。
2. 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲又は甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。
  3. 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

- 第20条 1. 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
2. 乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により、本物件又は本物件の属する建物に破損・汚損・故障その他の損害を生じさせたときは、乙は、遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。
  3. 乙と他の居住者その他の第三者との間で生じた損害賠償問題等については、理由の如何を問わずその当事者間で問題を解決するものとし、甲は、これに関与しないものとする。
  4. 甲は、その責によらない火災、盗難等その他諸設備の故障による乙の損害若しくは本物件の使用を不可能にするような非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。

(立退料等の請求禁止)

- 第21条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は、甲に対して移転料、立退料・損害賠償その他何等の名目を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

- 第22条 1. 連帯保証人は乙と連帯して、合意更新・法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。
2. 丙は、別途、連帯保証人引受承諾書に署名し、実印を押捺しなければならない。
  3. 丙は、丙の引受を証する実印を確認するため、印鑑証明書を添付しなければならない。
  4. 第1項の連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は、連帯保証人として適当でない甲が認めたときは、乙は、甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を変更しなければならない。

(協議)

- 第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

- 第24条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所とする。

(特約条項)

- 第25条 特約事項については、本契約書に記載するとおりとする。

# 貸借契約書

(更新)

明華店舗

耿健一様

戸嶋剛様

# 事業用建物賃貸借契約書 (更新用)

貸主 耿 健一 (以下「甲」という) と  
 借主 戸嶋 剛 (以下「乙」という) と  
 連帯保証人 阿藤 和之 (以下「丙」という) とは、

事業用建物賃貸借契約 (以下「本契約」という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名称	明華店舗			1 階		
	所在地	(登記簿) 墨田区墨田3丁目235番地					
		(住居表示) 墨田区墨田3丁目39-6					
	種類	事務所	家屋番号	235番18			
	構造	木造 / 2 階建					
	面積	専有	66.11 m <sup>2</sup> (約	坪)	その他使用可能な面積	m <sup>2</sup>	
		バルコニー	m <sup>2</sup> (約	坪)	(約	坪)	
物件の所有者	(住所) 墨田区墨田3丁目39-6						
	(氏名) 耿 健一						
(2) 賃貸借条件	使用目的	後援会事務所					
	賃料	月額	97,200 円 (うち消費税 7,200 円)	敷金 (更新時積み増し金)	(賃料の 1.5 ヶ月分) (金額) 135,000 円		
	管理費	月額	0 円 (うち消費税 0 円)		(金額) 円		
	共益費	月額	0 円 (うち消費税 0 円)				
	駐車料	月額	0 円 (うち消費税 0 円)	礼金			
	付属施設料	月額	0 円 (うち消費税 0 円)	権利金			
	雑費	月額	0 円 (うち消費税 0 円)	更新料	新賃料の 1 ヶ月分		
	保険料	総額	0 円 (うち消費税 0 円)	更新手数料	新賃料の 25 % (別途消費税)		
	保証金	(金額)	0 円			保証料	円
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後 30日以内					
	保証金の償却	・建物明渡し時に 0 %		・契約更新時毎に 0 %			
		(総額)	0 円	(総額)	円		
	(うち消費税)	( 0 円 )	(うち消費税)	( 円 )			
	・その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)						
契約期間	平成30年01月15日 から 平成33年01月14日 迄の 3年 0ヵ月 0日間						
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。						
賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払 (持参先)	(住所) 東京都墨田区墨田3丁目39番6号 (氏名) 耿 健一					
	振込先	東京東信用金庫 普通 口座No. [REDACTED]	隅田	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする)  97,200 円			
	口座名義人	耿 健一					
翌月分を毎月 末 日迄に前払 (翌月前払)。 但し、振込の場合は、 末日までに入金を確認できるものとする。							

(3) その他	付 属 施 設									
	貸 与 す 鍵 一 覧	シャッター	No. H733	1個	自動ドア	No. 8513COWQNP	1個	右ドア	No. 01525	1個
			No.			No.			No.	
			No.			No.				
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成27年01月15日							ポストボックス			
特 約 事 項	特約事項は別紙記載の通りとする									

本契約の締結を証する為本書2通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各1通を保有する。

平成 29年 12月 25日

		貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
住 所	〒 131-0031 墨田区墨田3丁目39-6	〒 131-0031 墨田区			
電 話 番 号	03-3611-2378				
氏 名	耿 健一	戸 嶋 剛			
貸 主 代 理	三葉不動産(株) 代表取締役 吉田秀美				
乙の連帯保証人・丙	〒 131-0046 (住所) 東京都墨田区京島1-35-1-412 (氏名) 阿藤 和之 印 (乙との関係) (電話番号) 090-8301-4541 (勤務先) 日本共産党墨田地区委員会	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先)	印		
保証機関					
(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名)	(電話番号)	(乙との関係)		
媒 介 業 者			媒 介 業 者		
免許番号	東京都知事(13)第25473号	免許番号			
主たる事務所	墨田区墨田3丁目31番9号	主たる事務所			
商 号	三葉不動産株式会社	商 号			
代表者	代表取締役 吉田秀美 印	代表者	印		
宅 地 建 物 取 引 士			宅 地 建 物 取 引 士		
登録番号	(東京) 第046130号	登録番号			
氏 名	吉田 秀美 印	氏 名	印		
事務所名	三葉不動産株式会社	事務所名			
所在地	墨田区墨田3丁目31番9号	所在地			
電 話	03-3610-3333	電 話			

## 特約事項

- 1) 賃貸人の故意過失により、当該物件に損害を与えた場合は、その損害を賠償する。また解約明渡しの際は本物件を現状に復す事とする。
- 2) 賃貸人は本物件を更新する場合更新料として新賃料の1か月分を、また賃貸人及び賃借人は労務報酬として新賃料の25%+消費税を仲介業者に支払う事とする。
- 3) 鐘ヶ淵通り拡幅の為、今回の更新は道路拡幅状況を見ながら双方協議の上、決定する。

### 【前面道路拡幅に関する事項】

- 本物件は東京都市計画道路事業補助線街路第120号線（鐘ヶ淵通り）の事業計画区域である。
- 公共事業の土地収用法に基づく立ち退きがあり、時期については不明だが詳細が決定した場合は、立ち退かなければならない。
- 賃借人は、本物件の前面道路が事業計画区域であることを確認し、理解の上、本契約を締結した。
- 立ち退き費用は借主の負担で行い、貸主は負担を負わない。

○上記問い合わせ先 東京都第二区画整理事務所換地課  
街づくり用地担当係 TEL 03-3882-1894

## 事業用建物賃貸借契約約款

### (契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、本契約(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を、本契約の(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、以下のとおり締結した。

### (契約期間及び更新料)

第2条 契約期間は、本契約の(2)に記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。  
3 本契約が更新される場合には、乙は、甲に対し、本契約の(2)に記載する更新料を支払わなければならない。

### (賃料)

第3条 乙は、本契約の(2)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。  
2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。  
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。  
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。  
三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。  
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

### (管理費・共益費等)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、管理費、共益費等を本契約の(2)の記載に従い甲に支払うものとする。  
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により管理費、共益費等が不相当となったときは、協議の上、管理費、共益費を改定することができる。  
3 1ヶ月に満たない期間の管理費、共益費等は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。  
4 乙は、本契約と同時に火災等保険に加入するものとする。

### (消費税)

第5条 乙は、法令の定めるところに従い、賃料、管理・共益費等について消費税を支払わなければならない。尚、契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以後の賃料、管理・共益費等の支払いについて新消費税率で計算された消費税を支払うことをあらかじめ承認する。

### (負担の帰属)

第6条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (敷金・保証金)

第7条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、本契約の(2)に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。但し、敷金・保証金には利息はつけない。  
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理費、共益費等その他の債務と相殺をすることができない。  
3 賃料が増額された場合、乙は、敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に、本契約の(2)に記載する月数分相当額とする。  
4 保証金の償却方法並びに償却率については、本契約の(2)に記載のとおりとする。保証金が償却された場合には、償却時から10日以内に償却分を補填しなければならない。  
5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の差引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。  
6 前項の規定により乙の債務額を差引くときは、甲は、敷金・保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

### (礼金・権利金)

第8条 乙は、本契約締結と同時に、本契約の(2)に記載する礼金・権利金を甲に支払うものとする。但し、乙は、本契約締結後は、甲に対し、本契約の(2)に記載する礼金・権利金の返還を求めることは出来ない。

### (反社会的勢力ではないことの確約)

第9条 甲及び乙は、それぞれの相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
  - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

（禁止又は制限される行為）

- 第10条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
  - 3 乙は敷金又は保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
  - 4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
    - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
    - 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
    - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
    - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
    - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
    - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
    - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入させること。
  - 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
    - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
    - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

（乙の管理義務）

- 第11条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
  - 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
  - 4 契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な本契約（3）に記載する鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
  - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

（修繕費の負担部分）

- 第12条 甲は、建物の躯体及び付属設備の維持保全に必要な義務を負う。
- 2 本物件内の壁・天井・床などに関する修繕（塗装替え含む）及び付属物件の修繕についての費用は原則として乙の負担とする。
  - 3 第1項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
  - 4 本物件内に破損箇所を生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償する。

（内装造作諸設備工事）

- 第13条 本契約後乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は、付属物件の新設・撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ乙は計画書面による提出をもって甲の承諾を得なければならない。この工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
- 2 乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約の終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤収をなし、原状回復の義務を負うものとする。

- 3 乙が甲の承認を得ずして、第1項の掲示や原状変更の行為をなした場合にはこの為に生じた障害の損害賠償は勿論、直ちに原状回復の義務を負う。

(契約の解除・消滅)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第一号及び第二号に該当する場合には、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
  - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
  - 三 破産手続きの開始。
  - 四 民事再生手続きの開始。
  - 五 特別清算手続きの開始。
  - 六 会社更生手続きの開始。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を本契約の(2)記載の目的以外の用に供したとき。
  - 二 第10条(第4項の第四号から第七号を除く。)のいずれかの規定に違反したとき。
  - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実が重大な虚偽であったことが判明したとき。
  - 四 銀行取引停止処分を受け、又は破産手続き、民事再生手続き、特別清算手続き、会社更生手続きの申立があったとき、あるいは著しい信用不安を生じたとき。
  - 五 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
- 3 甲又は乙の一方について、次の各号の一に該当した場合には、その相手方は、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第9条の確約に反する事実が判明したとき。
  - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。
- 4 甲は、乙が第10条第4項第四号から第七号に掲げる行為を行った場合、又は次に掲げる事由に該当したときは、何ら催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 乙又はその使用人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があったとき。
  - 二 乙又はその使用人が、暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明したとき。
  - 三 乙又はその使用人が、暴力団若しくは極左・極右暴力団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復、継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穩を害するおそれのある行為を行ったとき。
  - 四 乙又はその使用人が、本物件を暴力団若しくは極左・極右暴力団の事務所かアジトとして使用した場合、あるが、第三者に同様の目的として使用することを許容したとき。
  - 五 乙又はその使用人が、オウム真理教等の宗教団体の信者、又はこれらの支配下にあるものと判明したとき。
- 5 天災地変、火災等により本物件を通常用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

第15条 乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、本契約の(2)記載のとおり本契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本契約の(2)に掲げる解約の申入れの日から解約の効力の発生する日までの賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、本物件の明渡しをするときには、明渡し日をその30日前までに甲に通知し、立会日を協議しなければならない。

- 2 乙は、第14条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件の引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 7 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。



(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更。
- 二 本物件の管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき。
- 二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。
- 三 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(立退料等の請求禁止)

第21条 本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・損害賠償その他何等の名目の如何を問わず、一切の請求をしないものとする。

(連帯保証人)

第22条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(公正証書の作成)

第26条 乙及び連帯保証人は、甲の請求がある場合には、本契約及びこの約款と同趣旨の内容の強制執行許諾文言付公正証書を作成することに同意する。

(更新に関する事項及び特約事項)

第27条 更新に関する事項及び特約事項については、本契約に記載するとおりとする。